郡山市ウェブサイト広告掲載業務募集要項

1　募集概要

募集件名	郡山市ウェブサイト広告掲載業務
募集内容	郡山市ウェブサイトへの広告掲載に関し、広告仕様に基づき、広告主の募集、広告審査の受付代行、広告の入稿、広告料の設定と広告主との個別契約並びに広告代金の回収、その他付随する事項についての一連の業務を行う者を募集する。
広告媒体名	郡山市ウェブサイト（https://www.city.koriyama.lg.jp）
広告媒体の用途等	郡山市（以下「市」という。）の行政に関する必要事項を市民に周知するために公開している
広告主の募集及び選定	郡山市広告事業実施要綱に基づき、事業者の責任において行う。
広告料の設定	広告主との個別契約・広告代金の集金等は事業者の責任において行う。
担当課	郡山市広聴広報課（℡.024-924-2061）

2　広告仕様

入稿締切	市が指定する期日（おおむね更新日の前月５日）まで	
入稿場所	広聴広報課	
広告掲載場所	郡山市ウェブサイト全ページの下段 12 枠	
１枠の大きさ	タテ 70 ピクセル×ヨコ 140 ピクセル	
広告バナーの画像	ファイル形式	GIF 形式（アニメーション及び透過 GIF 不可）又は JPEG 形式
	容量	100 キロバイト以内
広告掲載が望ましくない業種・内容	郡山市広告事業実施要綱・郡山市広告掲載基準による。また、行政が発信する媒体としての性格上、品性を妨げず、ウェブサイトとの調和に配慮したデザイン及び広告内容とする。	
備考	● 掲載する広告は、郡山市広告事業実施要綱、郡山市広告掲載基準等を遵守すること。 ● 広告主以外のものが著作権を有する素材などを用いる場合は、事業者、広告主において調整する。市は一切の責任を負わない。 ● アクセス数等の実績 令和８年 11 月時点の総ページ数 約 8,500 令和８年４月～９月のサイト内アクセス件数 月平均約 48 万件 令和８年４月～９月の各広告枠アクセス件数 月平均約 2,080 件	

3　広告掲載期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

4　入札金額等

（1）契約期間中の広告掲載料の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）を入札金額とし、入

札金額に消費税及び地方消費税 10%を加算した額を契約金額とする。

※入札金額は枠単価ではなく、契約期間中の広告掲載料合計額であるため注意すること。

5　支払計画

広告掲載料については、下表のとおりの期日までに市の発行する納入通知書により納入するものとする。

業務期間	金　　額	支払期日
1期（4月～9月分）	契約期間中の支払額の合計に2分の1を乗じた額	令和9年4月30日
2期（10月～3月分）	契約期間中の支払額の合計から1期の額を控除した額	令和9年11月1日

6　広告掲載原稿の審査

広告掲載にあたり、広告の内容を事前に審査する必要があるため、別添「広告掲載申込書」を市が指定する期日（おおむね更新日の前月5日）までに広聴広報課へ提出し、広告内容の審査を受けること。

なお、広告掲載申込書の添付資料にある掲載する広告の広告主の納税証明書については、本市への納税義務の該当を含めた納税状況を確認するため、市内の本店の所在有無を問わず、「納税情報確認同意書兼誓約書」を提出すること。

また、郡山市広告掲載基準等に基づき、広告内容等を修正させる場合がある。

7　特記事項

(1) この要項に定めない事項及び疑義が生じた場合については、市と事業者が協議の上定めるものとする。

(2) 市及び事業者は、双方協議の上随時必要な範囲で仕様を変更することができるものとする。

(3) 事業者は、履行に関して、事故が生じたときは、直ちにその状況を市に報告し、指示を受けなければならない。

(4) 市は、広告主の変更及び広告内容、広告のデザイン等の修正を求めることがある。

(5) 市は、火災、地震、落雷等の災害又はサーバの保守・点検等により、広告の掲載が一時停止される場合、事業者に通知しなければならない。事業者は、広告掲載の一時停止に伴う損害賠償の補償等を、市に請求しないものとする。

(6) 更新した内容は市、事業者双方で確認することとする。

(7) 事業者は、広告の内容その他広告の掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。また、掲載する広告に関して第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとする。

(8) 新たな事業者が決定した際は、事務の引き継ぎを行うものとする。

(9) 本件業務に予算措置の変更、削除があった場合、市はこの契約手続きを中止又は取り消すことができるものとする。

(10)郡山市ウェブサイトは、令和 10 年 2 月 1 日にリニューアルを予定している。リニューアルに伴い、ページデザインやサイトの構築が変わるほか、ページ数が増減する可能性があ

る。市は、リニューアルの２か月前までに事業者へ変更内容を通知するものとし、変更にあたっては「２　広告仕様」に定める「１枠の大きさ」と同等のものを保障するものとする。

【添付書類】

広告掲載申込書、納税情報確認同意書兼誓約書